

海南市いじめ問題調査委員会 委員長 様

海南市教育委員会

教育長 西原 孝



諮問書

海南市いじめ問題調査委員会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 対象となる事案

平成 30 年 6 月に海南市教育委員会に対し文書で保護者から訴えがあった海南市立小学校のいじめ事案（以下「本事案」という。）

2. 諮問事項

- (1) 本事案に対する事実関係の有無及び全容解明について
- (2) 本事案に対する学校及び教育委員会の対応が適切であったかの検証について
- (3) 前各号において明らかになった事実関係及び検証内容に基づいた今後の対応と再発防止について

3. 諮問理由

海南市立小学校の当時 1 年生の児童の保護者から、子どもがいじめを受けているとの訴えがあり、学校及び教育委員会においても事実関係の調査を行ってまいりましたが、今般、第三者である海南市いじめ問題調査委員会に事実関係を明確にするための調査を行っていただくため、諮問いたします。